

実質収支に関する調書

一般会計

実 質 収 支 に 関 す る 調 書								
一般会計								
区		分		金	額			
1	歳	入	総	額	2,390,782,327			
千円								
2	歳	出	総	額	2,372,012,994			
3	歳	入	歳	出	差	引	額	18,769,332
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額			0			
		(2) 繰越明許費繰越額			6,467,710			
		(3) 事故繰越し繰越額			314,434			
		計			6,782,144			
5	実	質	収	支	額	11,987,188		
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額					0		
(注) 千円未満は端数切捨て								

特別会計

県有環境林等

実 質 収 支 に 関 す る 調 書			
県有環境林等			
区 分			金 額
1	歳 入	総 額	15,882,695千円
2	歳 出	総 額	15,882,695
3	歳 入	歳 出 差 引 額	0
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	0
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	0
5	実 質 収 支 額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0
(注) 千円未満は端数切捨て			

港湾整備事業

実 質 収 支 に 関 す る 調 書		
港湾整備事業		
区	分	金 額
1	歳 入 総 額	千円 8,687,853
2	歳 出 総 額	8,223,082
3	歳 入 歳 出 差 引 額	464,770
4	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	280,887
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	280,887
5	実 質 収 支 額	183,883
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0
(注) 千円未満は端数切捨て		

公共事業用地先行取得事業

実 質 収 支 に 関 す る 調 書		
公共事業用地先行取得事業		
区	分	金 額
1	歳 入 総 額	千円 0
2	歳 出 総 額	0
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0
4	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0
(注) 千円未満は端数切捨て		

県営住宅事業

実 質 収 支 に 関 す る 調 書		
県営住宅事業		
区	分	金 額
1	歳 入 総 額	25,504,942 千円
2	歳 出 総 額	25,401,104
3	歳 入 歳 出 差 引 額	103,837
4	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	1,001
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	1,001
5	実 質 収 支 額	102,836
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0
(注) 千円未満は端数切捨て		

勤労者総合福祉施設整備事業

実 質 収 支 に 関 す る 調 書		
勤労者総合福祉施設整備事業		
区	分	金 額
1	歳 入 総 額	1,965,354 千円
2	歳 出 総 額	1,965,354
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0
4	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0
(注) 千円未満は端数切捨て		

庁用自動車管理

実 質 収 支 に 関 す る 調 書		
庁用自動車管理		
区	分	金 額
1	歳 入 総 額	146,003 千円
2	歳 出 総 額	146,003
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額
		(2) 繰越明許費繰越額
		(3) 事故繰越し繰越額
		計
5	実 質 収 支 額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0
(注) 千円未満は端数切捨て		

公債費

実 質 収 支 に 関 す る 調 書		
公債費		
区	分	金 額
1	歳 入 総 額	679,999,840 千円
2	歳 出 総 額	679,999,840
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額
		(2) 繰越明許費繰越額
		(3) 事故繰越し繰越額
		計
5	実 質 収 支 額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0
(注) 千円未満は端数切捨て		

自治振興助成事業

実 質 収 支 に 関 す る 調 書		
自治振興助成事業		
区	分	金 額
1	歳 入 総 額	千円 2,249,502
2	歳 出 総 額	901,772
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1,347,729
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	1,347,729
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0
(注) 千円未満は端数切捨て		

母子父子寡婦福祉資金

実 質 収 支 に 関 す る 調 書		
母子父子寡婦福祉資金		
区	分	金 額
1	歳 入 総 額	千円 376,830
2	歳 出 総 額	177,911
3	歳 入 歳 出 差 引 額	198,919
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	198,919
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0
(注) 千円未満は端数切捨て		

小規模企業者等振興資金

実 質 収 支 に 関 す る 調 書		
小規模企業者等振興資金		
区	分	金 額
1	歳 入 総 額	千円 2,982,566
2	歳 出 総 額	1,499,879
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1,482,687
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	1,482,687
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0
(注) 千円未満は端数切捨て		

農林水産資金

実 質 収 支 に 関 す る 調 書		
農林水産資金		
区	分	金 額
1	歳 入 総 額	千円 27,690,089
2	歳 出 総 額	27,008,164
3	歳 入 歳 出 差 引 額	681,925
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	681,925
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0
(注) 千円未満は端数切捨て		

地方消費税清算

実 質 収 支 に 関 す る 調 書		
地方消費税清算		
区	分	金 額
1	歳 入 総 額	579,547,515 千円
2	歳 出 総 額	578,976,187
3	歳 入 歳 出 差 引 額	571,328
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	571,328
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0
(注) 千円未満は端数切捨て		

国民健康保険事業

実 質 収 支 に 関 す る 調 書		
国民健康保険事業		
区	分	金 額
1	歳 入 総 額	479,927,770 千円
2	歳 出 総 額	474,761,353
3	歳 入 歳 出 差 引 額	5,166,417
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	5,166,417
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0
(注) 千円未満は端数切捨て		